II 遺物

1．瓦塼類

瓦類は発掘区全体から出土しているが、量的には少ない。軒瓦・丸平瓦のほか面戸瓦・塼などが出土した。軒瓦は軒丸瓦９型式43個体、軒平瓦５型式56点である。なお、記述にあたっては、奈良国立文化財研究所で設定した型式番号を使用する。

軒丸瓦（fig 18.　ＰＬ.14）

6133Ｂ　内区に単弁13弁蓮華文を配し、外区内縁に珠文をめぐらす。外縁は素文で丸味をもつ。中房には１＋６の蓮子を配する。

6134Ｂ　内区に単弁９弁蓮華文を配し、外区内縁に珠文をめぐらす。外縁は素文で低い斜縁である。中房には１＋６の蓮子を配する。

6225　内区に複弁８弁蓮華文を配し、外区外縁に凸鋸歯文をめぐらす。内外区を画する界線は二重圏線である。中房は大きく１＋６の蓮子を配する。

6227　同じく二重圏線の複弁８弁蓮華文である。中房は凹状となり、瓦当面全体が平坦である。

6282Ｂ　内区に界線で囲んだ複弁８弁蓮華文を配し、外区内縁に珠文、外縁に線鋸歯文をめぐらす。裏面の接合部には内外面ともに粘土を厚くあてる。

6285　内区に界線で囲んだ複弁８弁蓮華文を配し、外区内縁に珠文、外縁に線鋸歯文をめぐらす。中房はやや凸面状となり、１＋６の蓮子を配する。破片の観察から、范型に粘土をつめる順序や丸瓦部の接合方法が判る。粘土は外区→内区の順でつけ、全体に円盤状の粘土をあて裏面を成形する。つぎに、裏面の接合部にえぐりを入れ、丸瓦には凸面先端にキザミを入れ取り付ける。

6316Db　内区に間弁のない複弁８弁蓮華文を配し、外区内縁に珠文をめぐらす。外縁は素文で低い直立縁である。中房には１＋８の蓮子を配するが、元来、１＋４の蓮子（6316Da）に彫り加えたものである。裏面の接合部には粘土を厚くあてるため、浅い弧状となる。

この他、再使用されたとみられる７世紀末の軒丸瓦が出土している。藤原宮式とよばれる6274、6279Ａと面違鋸歯文珠文縁複弁蓮華文をもつ３型式である。

軒平瓦（fig 19.　ＰＬ.14）

6663Ｆ　花頭形の中心飾りの左右に３回反転の均整唐草文を配する。外区と内区の界線は二重圏線である。各単位の唐草文は上下の界線から発し、第３単位の主葉は脇区界線にとりつかない。曲線顎である。平瓦部瓦当近くを凹面は横方向に、凸面は縦方向にナデる。

6664Ｆ　花頭形の中心飾りの左右に３回反転の均整唐草文を内区に配し、外区に珠文をめぐらす。段顎である。平瓦部凹凸面ともに横ナデする。

6667Ａ　三葉形の中心飾りの左右に４回反転の均整唐草文を配し、外区に珠文をめぐらす。段顎である。平瓦部凹面は縦方向にナデ、全面に布目を消す。凸面は縦方向に縄タタキし、顎は横ナデする。

6721Ｃ　小字型の中心飾りの左右に５回反転の均整唐草文を配し、外区上下に密に珠文をめぐらす。曲線顎である。平瓦部凹面には布痕が残るが、瓦当近くを横ナデする。凸面は斜方向の縄タタキの後、縦にヘラケズリする。

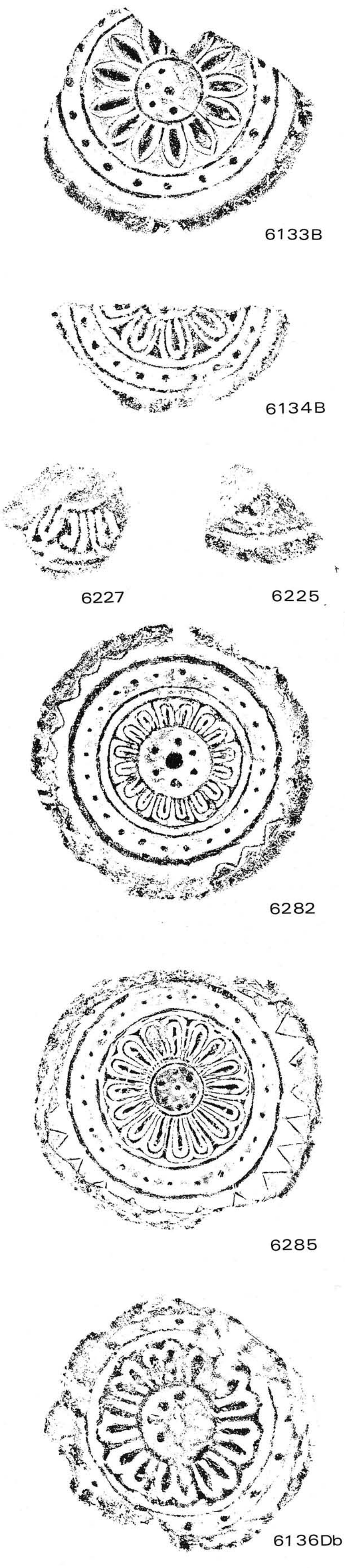

fig 18. 6AFI-PQ 地区出土軒丸瓦

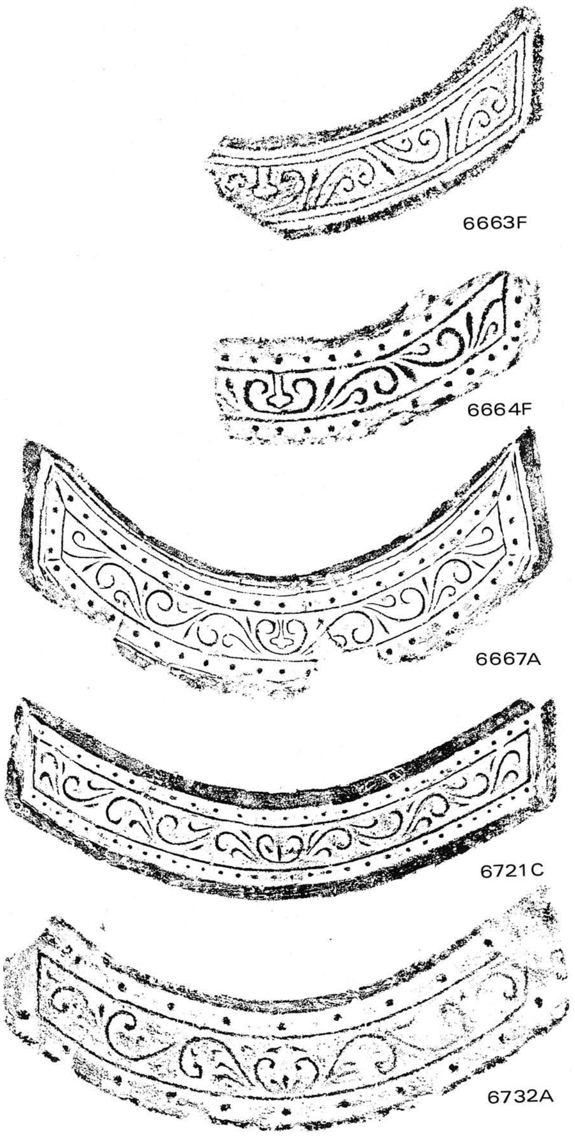

fig 19. 6AFI-PQ 地区出土軒平瓦

6732Ａ　対葉花文の中心飾りの左右に３回反転の均整唐草文を配し、外区に珠文をめぐらす。各単位の主葉の巻きが大きく、多くの支葉をもつ。曲線顎である。平瓦部凹面凸面ともに瓦当近くを横ナデする。凸面の縄タタキは縦方向である。

小結

以上、各軒瓦について記述してきたが、総点数99点と量的に少なく、１ａあたり２個の出土率となる。最近の京内調査の出土率をみると、左京三条一坊十四坪1a－４個，左京一条三坊十五・十六坪1a－３個，左京三条二坊十・十五坪1a－１個となり、1aあたり５個以下という数値が、京内における平均的な出土率とみることができる。それに較べて平城宮内では､第２次内裏北外郭1a－18個､第2次内裏地域1a－15個､朝堂院地域1a－24個とはるかに高い出土率を示している。宮内と京内のこうした出土率の差には、当然のことながら瓦の使用量および遺構の密度が反映していると考えてよいであろう。

今回の出土の軒瓦は、6134Ｂ・6227と７世紀末の軒丸瓦の３型式をのぞいて、すべて平城宮と同笵のものである。また、出土型式も一定しており、組み合せをもって出土する傾向にある。出土率や平城宮の例から、6285-6667，6225-6663，6282-6721，6133-6732，の４つの組み合せが考えられる。とくに出土量の多い6285-6667は、胎土や製作技術から歌姫西瓦窯でつくられた可能性があり､「キ」のヘラ書きのある平瓦や面戸瓦にも同瓦窯のものと類似性が認められる。[註1] 軒瓦の時期については、平城宮出土軒瓦編年によるⅡ期（養老５年～天平17年）軒丸瓦6225・6285,軒平瓦6663Ｆ・6664Ｆ・6667Ａ,[註2] Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）軒丸瓦6133Ｂ・6282Ｂ・6316Db，軒平瓦6721Ｃ・6732Ａが多い。また、いわゆる藤原宮式などの７世紀末の軒瓦は、Ⅰ期（和銅年間～養老５年）すなわち、平城宮造営当初に再使用される傾向にあり、園池を伴う建物群が京造営とともにつくられた可能性も考えられる。このことはＳＤ1525から出土した和銅五年の紀年木簡からも裏付けられよう。

この地域の瓦の特色は、平城宮内と同笵のものが多いこと、平城京内で使用される独自の瓦当文様をもつ軒瓦が認められない点である。こうした特色は、最近の京内調査の実体とは異なる傾向を示している。朱雀大路・羅城門地域の軒丸瓦6316－軒平瓦6710Ｃ･軒平瓦6711､[註3][註4] 左京三条一坊十四坪の軒丸瓦6091－軒平瓦6691Ｂ、[註5] 左京三条二坊十・十五坪の軒丸瓦6316Ｇ－軒平瓦6710Ｃ･6723、など京内特有の瓦が認められ、京の造営に関しては宮所用瓦とは別個に生産された可能性が示唆されてきたのである。[註6] 仮に、こうした傾向が京内の普遍的な様相とするならば、今回の発掘区の瓦の存り方は、京内的というより、むしろ平城宮内的な様をもっているといえよう。事実、先にも述べたように6285－6667Ａの組み合せは、平城宮所用と考えられる歌姫西瓦窯所産の可能性が強い。また、Ⅰ期から瓦葺きが行なわれたとするなら、邸宅への瓦葺き奨励がなされた神亀元年（724）以前から使用されたことになり、貴族の私邸と考えるよりも、平城宮に関連した公的施設の要素が窺えよう。

註１．奈良県教育委員会『奈良山』(1973)
註２．奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編２解説』(1975)
註３．奈良市『平城京朱雀大路発掘調査報告』(1974)
註４．大和郡山市教育委員会『平城京羅城門跡発掘調査報告』(1972)
註５．奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報』(1968)
註６．〃『平城京左京三条二坊』(1975)

2．土器

池ＳＧ1504、導水路ＳＤ1525から土師器、須恵器、施釉陶器が出土した。時期的には奈良時代初頭から平安時代前期に属している。

施釉陶器　二彩釉・緑釉・灰釉陶器が出土した。二彩釉には鉢・花瓶、緑釉には椀・耳皿、灰釉には壺・薬壺の蓋、甕があるが、いずれも小片である。

土師器、須恵器は遺構にともなったものを図示した(fig21.)

導水路ＳＤ1525出土の土器（15～33）土師器には供膳用の杯、杯蓋、椀、鉢、高杯、煮沸用の甕、長甕があり、須恵器には杯、杯蓋、皿、鉢、四耳壺、甕がある。時期的には26、31のように８世紀初頭のものから、30のように９世紀中頃の土器が含まれている。須恵器18、19の外面は横方向に箆磨きされている。

池ＳＧ1504出土の土器（２～９）池の排水溝ＳＤ1466出土の土器も含めた。池は常に清掃されたらしく、土器の出土量は少ない。土師器には杯、皿、椀、甕、があり、須恵器には高台をもつ杯、蓋、壺、甕がある。土師器の皿(3)、椀(4)のように奈良時代末のものがほぼ完形に近いかたちで出土する傾向にあり、池の廃絶期をしめすものと思われる。P.7⑧

井戸ＳＥ1547出土の土器（10～14）土師器には杯（10・11・14）皿（12・13）がある。うち11、12は８世紀中頃のもので、13、14は９世紀中頃のものである。

その他の遺構出土の土器　１はＳＢ1510の柱抜取り穴から出土した土師器の杯で、内面には螺旋暗文・放射暗文・連弧暗文が施されており、奈良時代前半に属する。35は土壙ＳＫ1516出土の須恵器の盤で奈良時代後半のものである。

墨書土器　墨書土器（fig20.）が４点出土した。うち、１点は土師器、３点は須恵器で、いずれも底部外面に墨書がある。２は土師器の椀で「佐」と読める。須恵器３点は高台をもつ杯で、３は「宮」と読める。このほかに、１のように判読不可能なものと僅かに墨痕をとどめるものがある。ＳＤ1525出土

土 製 品　土器以外の土製品には円面硯、土馬、小型竈がある。

円面硯（fig21－34）は下半部を欠くが、陸部と裾ひろがりの圏台を一体に作り、外堤径17.2cmを測る。圏台には箆であけた十字形の透孔をめぐらす。陸部の磨滅は著しく、墨痕を残す。なお、須恵器の杯、蓋を硯に転用したもの数点がある。

土馬、小型竈は各々数点あるが、いずれも小片である。

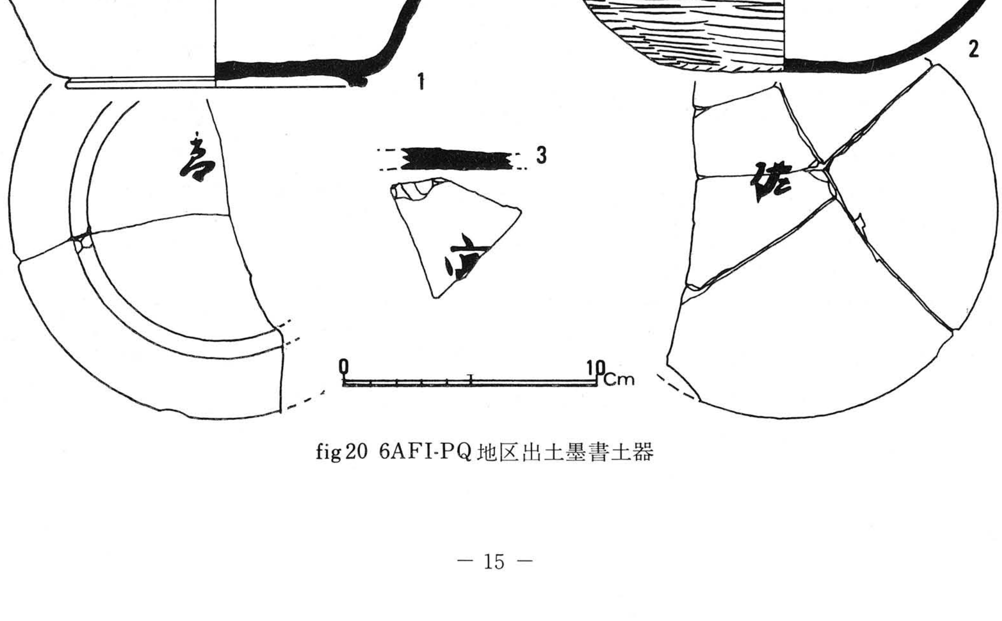

fig20 6AFI-PQ地区出土墨書土器

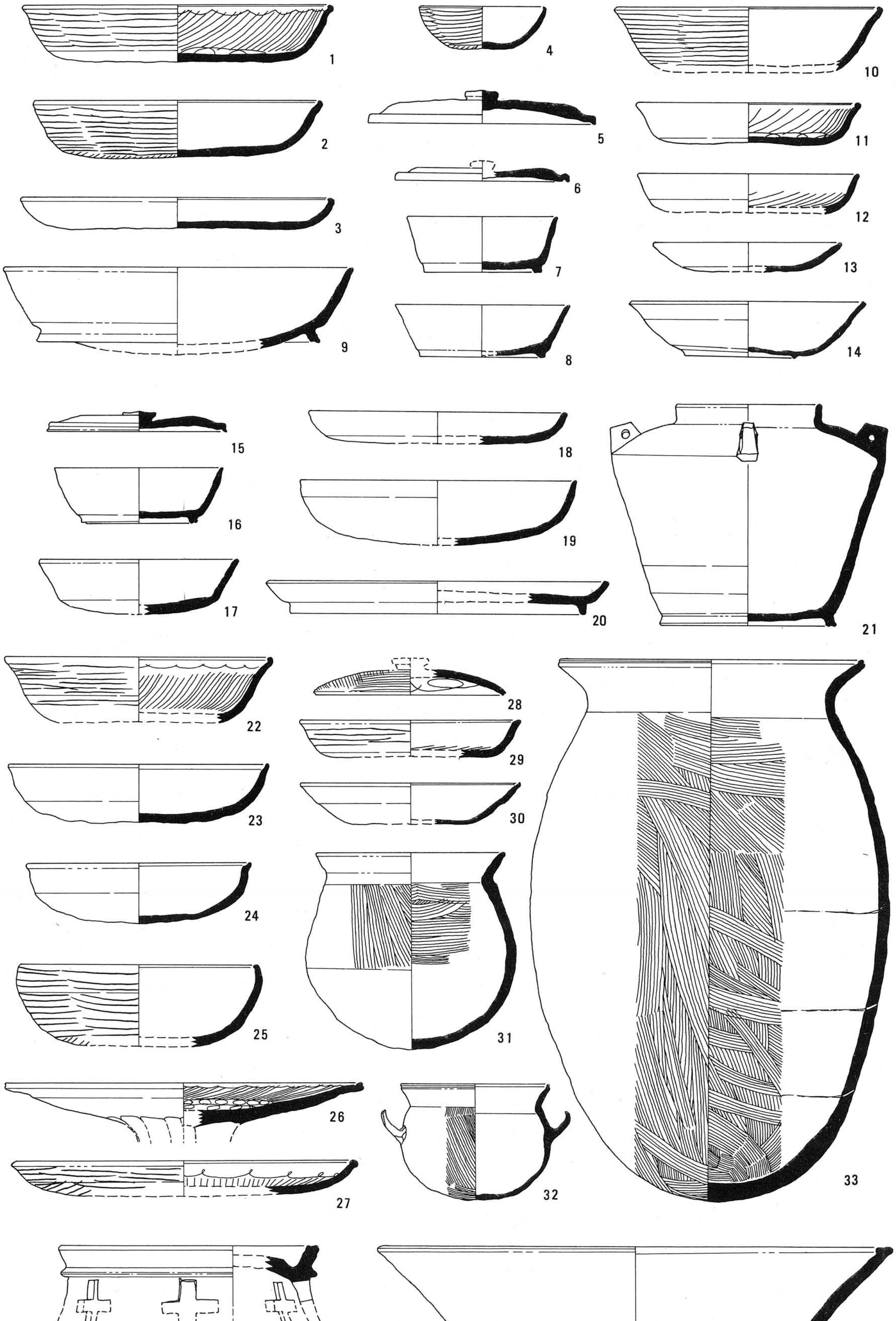

fig21. 6AFI-PQ区出土土器

3．木製品（fig 22．ＰＬ.15）

今回の調査で出土した木製品は、総数1,000点におよぶ。それらの多くは、ＳＤ1525から和銅年紀の木簡を伴つて出土した。ここでは、ＳＤ1525出土の代表的な木製品約20点を中心として簡単な説明を加えることにする。

削り掛け　削り掛け（５・６）細長い薄板の一端を圭頭状に削り、他端を剣先状に削って両側辺に切込みをいれたもの。切込みは、５では各２ヶ所１回ずつ。６も同様であろう。ともに柾目材。５はＳＤ1466出土。

人　形　人形（７・８・13）７は割材を加工した木偶で、右肩から左脇腹にかけて平行する２本の刻線と、左肩から左脇腹にかけて５～７本の刻線がある。衣服を表現するようである。顔の表現は腐蝕のため不明。全長15.7cm、胴部幅1.9cm、胴部厚1.4cm。８は薄板の側辺に切込みなどを加えて人形とし、顔を墨で描く。現在両眼と口の墨痕がかすかに残る。板目材。13は人の股から爪先までを現わした組合せ人形の脚部のようだが、組合せのための穿孔はない。板目材。

横　櫛　横櫛（14）端に近い部分の破片。背は中央で稜をなす。歯は両面から交互に鋸でひきだし、歯端を両面から削って尖らす。３cmあたり歯は20本。高さ4.8cm。

糸巻（１）糸巻の部材である横木。枠木に差込むために板材の両端を両側から削り細め、中央部に相欠きの仕口をつくって軸棒を通す円孔を穿つ。柾目材。

匙形木製品（２・３）板材の一方を両側から削り細めて柄とし、他方を幅広の身とする。両例とも身は中高で匙面をなさない。ともに板目材。

箆状木製品（４・９）板材の一端を両面から削り薄めて箆状につくる。他はほとんど加工せず割面を残す。ともに板目材。９はＳＸ1466出土。

木針（11）板材の一端を圭頭状に削り、それから約３cm以下を断面凸レンズ状に削り細めて端を尖らす。圭頭部近くに円孔を刀子で穿つ。柾目材。

鉤形木製品（12）二又になった小枝の一方を短く切断し、端を尖らせて鉤形につくる。他は樹皮を取り除く程度に削る。鉤部の上面は磨滅。自在鉤かもしれない。

槌の子（15）短い棒材を断面多角形に削り、中央に四方から切込みをいれたもの。蓆などを編むときの錘である。

把手（16）厚味のある板材の上部中央を半円形に抉り、下部を凸状につくって方孔を鑿で穿つ。孔に栓をして鋤の柄につないだ把手であろう。板目材。

漆器蓋　漆器蓋（17）木地は朽ちていたが、漆膜の痕跡から板目の板材を用いた挽物であることがしれる。全体に厚手のつくりで、口縁部内面にかえりをつけ、頂部に宝珠形のつまみをつくる。内外とも黒漆塗り。径16.5cm、復原高2.0cm。

その他、細長い板材の一端を凸状につくりだしたもの（10）、復原径8.9cm～19.3cmの曲物容器底板の破片６点、復原径16.8cmの同蓋板の破片１点がある。

なお、ＳＢ1472の北東隅の柱抜取穴から方約35cmの黒漆を塗った平織の麻布（18）が出土した。糸は１cmあたり７本と９本である。

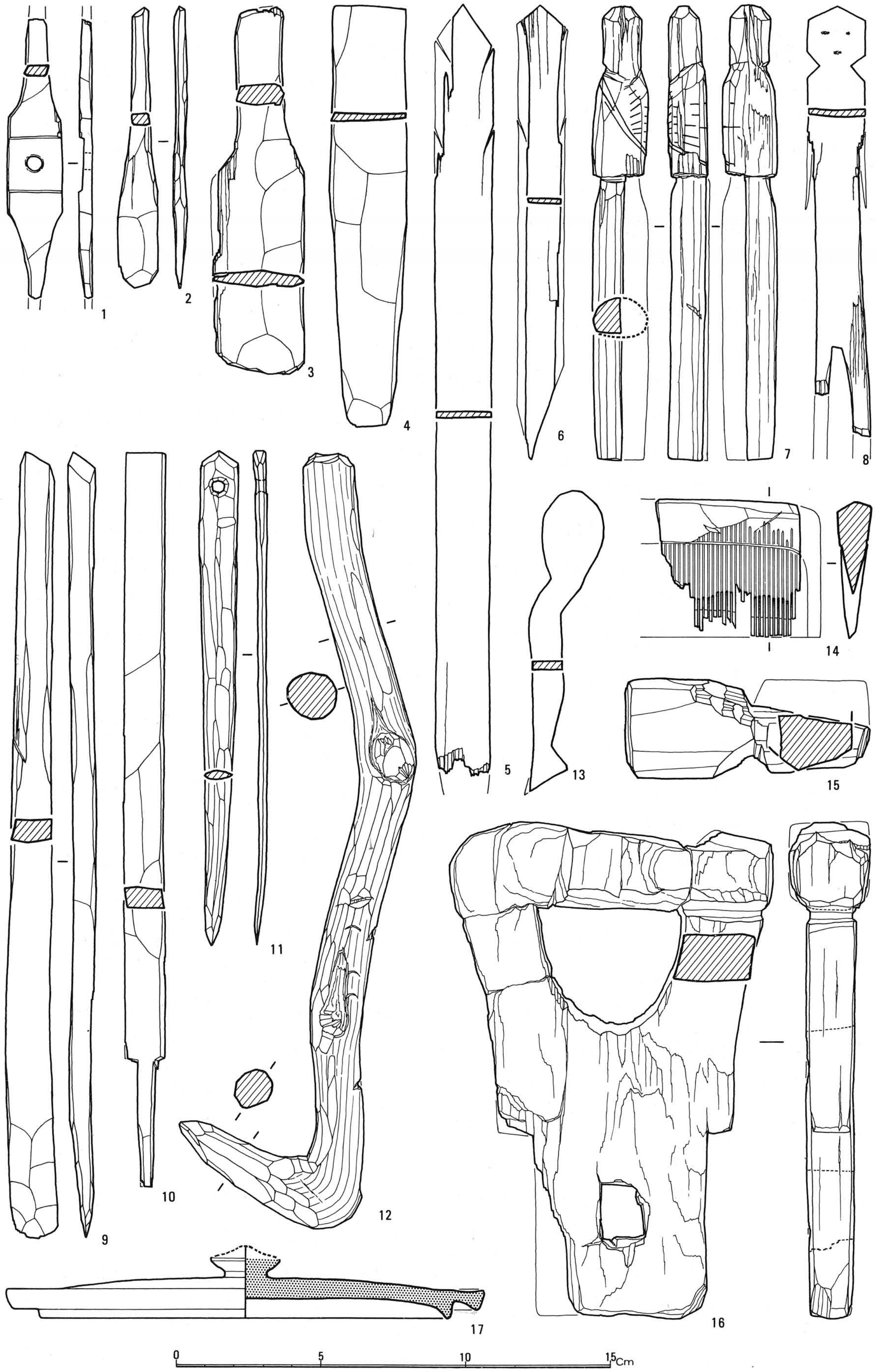

fig22 6AFI-PQ区出土木器

4．木簡（ＰＬ.16）

本遺跡で出土した木簡の総計は64点である（予備調査14点、本調査50点）。出土遺構はいずれも、菰川より池SG1504への導水路ＳD1525で、予備調査ではその中間地点から、本調査では末端の屈曲部から出土した。出土層位は、堆積土の下層に近い暗灰砂混り粘質土に限られ、多量の細長い板状の加工木片が木簡とともに出土した。和銅五年、和銅七年の年紀のあるものがあり（５・13・19）、地名表記等を考えても、木簡はいずれもこの時期のものと判断できる。習書様のものがめだち、削屑が出土していること、記載内容が出土量の割りには多様であること、付札の形態で頭部を圭頭状につくるものがみられることなどが注意される。以下主なものの釈文を掲げるが、釈文末尾の数字は、木簡の寸法（長さ×幅×厚さ、単位はmm、括弧を付したものは破損により原寸法不明のもの）と形態分類記号（イタリック数字）である。（「平城宮木簡　解説一・二」に拠る）

1　・□□□□ 日 廿 七 夕 廿 □ □
　・［　　　　　　　　　　　］　(120)×(14)×2　*6081*

下端に原面をのこすほかは欠損。表には別筆の重複した文字がある。上日数を記したもの。

2　大伴牟射二匹　(176)×18×3　*6081*

両側はほぼ原面を保つが、上下は欠損。絁（禄物あるいは布施物）の支給に関するもの

3　（ＰＬ.16）海上婇□□［　(78)×(18)×2　*6081*

上端は円孤に削る。左半・下端欠。上総或いは下総の海上郡出身の采女にかかわるもの。

4　・□里庸□□□手
　・［　　　　　］　143×(9)×5　*6032*

右半部欠損。貢進物付札か。里の下の五文字は人名と考えられる。

5　（ＰＬ.16）・］□□□ □ □ □
　・□〔和カ〕銅七年十月　(120)×21×5　*6039*

上部欠損。貢進物付札

6　（ＰＬ.16）阿波国長郡坂野里百済部伎弥麻呂　(188)×16×4　*6039*

下部欠損。貢進物付札。裏面に文字なし。

以上予備調査出土

7　・符□□田□　片岡部□〔二カ〕□〔月カ〕□□［　　　］□
　・貳斛陸斗五升□□　□〔受カ〕長江□〔忌カ〕□古万呂　160×(19)×3　*6011*

右側のみ欠損。「符」式文書。食料（米か）支給文書か。

8　・山田［　］□□〔牒カ〕□□□□［　　　　　　］
　・右件□［　　　　　　　　］□〔九カ〕月十五□使　(236)×21×5　*6011*

下端部折損のほかは原形。ただし表裏とも材の腐蝕甚しい。文書木簡。

9　（ＰＬ.16）・御坏物直米二升充奉
　・受古女　九月三日 椋 垣 忌 寸　(160)×20×3　*6011*

上方部欠損のほかは原形。下端近く材の中央に小孔がある。「御坏物」は播磨国風土記賀古郡の条に「江の魚を捕りて、御坏物と為しき」とあり、天皇の御坏に盛った食物の意。全体の文意は、同物を米二升で購入したことを示す。本遺跡の性格を考えさせる一つの資料である。

10　（ＰＬ.16）　中務省少録□〔正〕□〔七〕□〔位カ〕［　(138)×(10)×2.5　*6081*

上端部に原面を残すほかは欠損。本遺跡出土の木簡で官職名のある唯一のもの。

11　（PL.16）・鴨郡［

・北宮俵［　　(86)×19×4　6039

下半部欠損。頭部は圭頭状につくる。某国鴨郡より北宮の用物（米か）を貢進した際の付札。北宮は、和銅五年の長屋王願経（大般若経）跋語の奥の「用紙若干張」の下に見える。同経は長屋王が室の吉備内親王の兄にあたる文武天皇の死を悼み、その追善のために書写させたもの。北宮は文武天皇の旧居といわれ、跋語は同経がそこで書写されたことを示していよう。そうとすれば北宮は藤原京に所在していたことになり、この木簡の北宮も、木簡の年代が和銅年間を下らないことはほぼ確実であるから、必ずしも平城京で考える必要はない。この木簡とは別に、平城京時代に北宮が継続して存在したことは、神亀三年山背国愛宕郡出雲郷雲下里の計帳に北宮の帳内（舎人）として同里から出仕したもののいることから知られる。同里にはまた、左大臣すなわち長屋王の資人もいる。これらのことから漠然と考えられることは、文武天皇が崩じた後、北宮は妹の吉備内親王にうけつがれ、平城遷都後も、新京の北宮が造営されたらしいということである。なお長屋王の宅が佐保に所在したことは諸種の資料から知られる（懐風藻、万葉集、神亀経奥書）。本遺跡の所在地が佐保の地とは考え難い。

12　各〔額〕田部里□古部建　　176×18×3　6033

ほぼ原形。裏に文字は無く、里名と人名を表記するのみ。貢進物付札。

13　・若□国小丹生郡野里 中臣部乎万呂御調塩三斗

・和銅五年十月　　172×21×5　6031

ほぼ原形。墨書はきわめて薄い。「小丹生郡野里」は平城宮木簡347に「遠敷郡野郷野里」とある。

14　田寸里日下部否身五斗　　164×23×4　6033

ほぼ原形。裏面に文字はなく、里名と人名の表記があるのみ。「五斗」とあるから舂米貢進の付札か。

15　（PL.16）・五百卌二

一校授

・二百七十　　(173)×50×15　6081

剥離した部厚い木屑様のものに墨書している。第一面の文字は殊に写経風の整った文字である。「一校」は書写したものの校正を意味し、「五百卌二」「二百七十」等は巻数を示すとみられるから、大般若経の書写にかかわるものか。経巻書写の際に、このような材を手元に置き練習用に墨書したものか。

16　・椋部智麻呂　高椅善麻呂　越越

・身身身□□　人人人人人人人□〔人ヵ〕　　214×25×6　6011

表裏別筆。裏面は習書。

17　・此之　此此此□白□□□白

・□□［　　229×18×2　6011

上・下・左は原形、右も上方に一部原面を残す。習書。

18　・職職我我我我

・也也□〔也ヵ〕□而而而　　(148)×31×3　6081

19　・和銅七年七□　和和和銅七年

・和銅□□四月廿□〔三ヵ〕日［　　］　　(192)×(7)×4　6019

右側・下端部欠損、上端部と左側は原面をとどめる。